

岩手県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人福祉施設

名 称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
特別養護老人ホームすみた荘	気仙郡住田町世田米字赤畑69番地2	気仙郡住田町世田米字川向8番地2	平成27年9月1日